

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-9
処分の種類	指定薬物の廃棄等の命令			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第76条の7			
処分の概要	指定薬物を取り扱う者に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第76条の4に違反した指定薬物の廃棄等を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)			
基準の制定根拠	—			